

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

2013（平成25）年 6月12日現在

機関番号：32820
 研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2009～2012
 課題番号：21530814
 研究課題名（和文）
 台湾・朝鮮における植民地教育政策策定過程の比較研究
 研究課題名（英文）
 Comparative Study on the Colonial Educational Policy Development Process in Taiwan and Korea
 研究代表者
 佐野 通夫（SANO MICHIO）
 こども教育宝仙大学・こども教育学部・教授
 研究者番号：20170813

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、台湾と朝鮮における植民地教育政策策定の具体的過程、特に両植民地で実施された教育政策相互間の共通性と差異を検討することを通して、戦前日本の植民地教育政策の構造的特質を解明することにある。その教育は、義務教育の未施行など、植民地教育としての特徴を持つものであり、その特徴故に、中等教育以上では日本人の在学が多く、その日本人に日本国内と同等の資格を与えるものであった。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to make it clear the structural character of the Japanese colonial educational policy through examining the commonality and the difference between in Taiwan and Korea. The education was characterized as the colonial education including non-enforcement of the compulsory education. And there were more Japanese students in the secondary education, so it was necessary to qualify the equal status to Japanese students as in Japan.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
2012年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学、教育学

キーワード：朝鮮・台湾・植民地・教育政策・政策策定

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究の目的は、日本の2つの総督府が置かれた台湾と朝鮮における教育政策の展開過程の具体状況、就中両植民地で実施された教育政策策定過程相互間の共通性と差異性の検討を通し

て、戦前日本の植民地教育政策の構造的特質を解明することにある。

(2) 研究代表者は2003～2006年度の4年間にわたり、基盤研究（C）（一般）「朝鮮植民地末期の教育政策－『茗荷谷研修所旧蔵記録』を手がかりに－」を遂

行して来た。

(3) 「荷谷研修所旧蔵記録」は、戦中期、ことに1930～40年代における外務省、拓務省、興亜院、大東亜省などの対中国・満州・朝鮮・台湾関係政策文書類を整理したもので、数年前ようやく一般に利用可能となった資料群であり、そこには、朝鮮・台湾における植民地末期の貴重な教育政策資料が豊富に含まれていることで知られる。それらを通して、これまで資料的制約のため十分解明できなかった朝鮮での「皇民化」教育の具体的展開状況を解明して行く、ということが研究の趣旨であった。

(4) この研究を進める過程で、研究代表者は、植民地朝鮮の教育政策の解明には、同時期台湾で実施された皇民化のための教育施策との比較・対照、その共通性と差異性の検討が不可欠であることを改めて痛感した。例えば、1922年「朝鮮教育令」の改定に際しては、閣議および枢密院において常に「台湾教育令」案が併せて審議・検討され、両植民地それぞれの置かれた微妙な差異に配慮しつつ、基本的には同一の構造をもつ「勅令」として、同日付けで公布されている。以前・以後の朝鮮・台湾両教育令が、これと同様の経緯により制定公布されたことはいうまでもない。

(5) ところが、従来の朝鮮・台湾両植民地教育史研究を見ると、それぞれが別々に進められ、共通の課題意識のもと、両者を同一視野に入れた本格的な総合的比較研究はほとんど行われて来なかった。確かに、駒込武『植民地帝国日本の文化統合』（1996年刊）は、台湾・朝鮮の両者に言及しているが、同著者自身の本来の研究対象である台湾

の問題を基調に据え、その間に朝鮮を挟み込んだに過ぎず、両者の有機的な構造連関やその共通性・差異性について解明するには至っていない。

(6) 資料面での制約が、本格的な総合的比較研究の進展を妨げる障害となっていたことも理由としてあげられよう。幸いなことに、戦後50年記念事業として着手され、現在も進行中のアジア歴史資料センターによる「公文類聚」や「枢密院文書」などのデジタル化作業の結果、戦前期日本の植民地教育政策・法制に関する膨大な公文書類が整備され、最近に至ってフルに活用できることとなった。これら貴重な公文書群に、上掲の「茗荷谷研修所旧蔵記録」所収資料を加えることによって、これまで明らかにされなかった朝鮮・台湾での植民地教育政策の策定過程やその構造特質の詳細を解明することがようやく可能となって来たのである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、日本の2つの総督府が置かれた台湾と朝鮮における教育政策策定の具体的過程、特に両植民地で実施された教育政策相互間の共通性と差異を検討することを通して、戦前日本の植民地教育政策の構造的性質を解明することにある。

本研究は、史資料の検討を通して、台湾と朝鮮における教育政策の展開の具体的過程、その共通性と差異を明らかにする事により、植民地権力と本国政府の関係、植民地政策の決定主体を明らかにしようとするものである。

3. 研究の方法

本研究においては、既存資料の整理・確認を行ないつつ、新たな史資料の発

掘と、資料の整理作業を通しての植民地権力の構造解明を行なうことを主な課題とし、次のような計画により研究を進める。

本研究は、申請者1名による個人研究であるが、研究の過程では阿部洋代表（国立教育政策研究所名誉所員）を含む近代アジア教育史研究会メンバーとの意見交換を行ない、朝鮮・台湾の植民地教育史研究に従事する若手研究者にも本研究の遂行に協力してもらうことにしている。また、韓国や台湾における専門家との意見交換や研究成果の交流も行なう。

(1) これまでの研究において明らかになっている台湾・朝鮮における教育政策の策定過程とその構造特質についてまとめ、その相互の関連性解明の糸口を探る。

(2) そのまとめにもとづき、『茗荷谷研修所旧蔵記録』および『公文類聚』や『枢密院文書』から関連資料の抽出・整理作業を行い、逐次その内容検討に入る。

(3) それまでの研究成果をふまえ、韓国や台湾における研究者とメールでの意見交換、必要に応じては訪台および訪韓しての懇談、もしくは韓国や台湾の研究者を招聘しての意見交換のための研究会を開催して、その知見を得る。

(4) 日本内外における学会等（教育史学会、アジア教育学会、日本植民地教育史研究会、韓国教育学会等々）でそれまでの成果を発表し、成果を学界に還元するとともに、研究者からの示唆を受ける。

(5) 現地における資料（特に台湾省文献委員会所蔵「台湾総督府公文類纂」、韓国政府国家記録院所蔵資料）の調査・収集に重点を置いた訪台・訪韓を行な

う。

(6) 最終報告書の作成を準備する。

4. 研究成果

(1) 教育令の全文改正

植民地教育政策の根本となる朝鮮・台湾各教育令について、これまではその全文改正（朝鮮－1922年、1938年の2回、台湾－1922年の1回）を教育政策の画期として、「第一次朝鮮教育令期」、「第二次朝鮮教育令期」等々と呼び習わされてきた。

例えば、朝鮮教育令について、韓国の鄭在哲『日帝の対韓国植民地教育政策史』（ソウル・一志社、1985年）は、教育関係法令の施行（実際は以下の日付は公布日）に基づき、

①学部の「学政参与官」による教育干渉期（1904.12～1906.8）

②大韓帝国および日帝統監府による「学校令」施行期（1906.8～1911.8）

③日帝朝鮮総督府による「朝鮮教育令」施行期（1911.8～1945.8）

④第1次朝鮮教育令施行期（1911.8.22～1922.2.3）

⑤第2次朝鮮教育令施行期（1922.2.4～1938.3.2）

⑥第3次朝鮮教育令施行期（1938.3.3～1943.3.30）

⑦第4次朝鮮教育令施行期（1943.4.1～1945.8.15）

に区分している（144～145ページ）。

日本植民地下の教育行政においては、教育関係法令が大きな力を持っていたので、教育関係法令に依拠して時期を区分することは日本植民地の教育政策史区分として注目しなければならない側面を有しているということはある。

(2) 同時になされる部分改正

しかし、朝鮮・台湾各教育令は、こ

の他にも以下のように各6回・4回の部分改正がなされている。

朝鮮	公布	台湾	公布
(第1次)	1911. 8. 23		
		(第1次)	1919. 1. 4
令中改正	1920. 11. 10		
(第2次)	1922. 2. 6	(第2次)	1922. 2. 6
令中改正	1929. 4. 19		
令中改正	1933. 3. 11	令中改正	1933. 3. 11
令中改正	1935. 4. 1	令中改正	1935. 4. 1
(第3次)	1938. 3. 4		
令中改正	1941. 3. 29	令中改正	1941. 3. 29
令中改正	1943. 3. 9	令中改正	1943. 3. 9

「(第〇次)」とあるのは各「第(〇)次〇〇教育令」、「令中改正」は「〇〇教育令中改正」

この表から明らかなように、その4回の部分改正（および最初の全文改正である（第2次）教育令）は朝鮮・台湾で同一内容を目指し、同時に行なわれたものであった。すなわち、各々、1933年、師範学校修業年限の延長、1935年、日本国内の青年学校制度への対応、1941年、国民学校令への依拠、1943年、中等学校令・師範学校令への対応である。

(3) 異なった改正

逆に、異なった時期になされた改正は、

i. (第1次) 教育令の制定－朝鮮においては、旧大韓帝国の教育制度を早急に植民地下のそれに変更する必要があった。一方、台湾においては台湾支配開始後、個々の学校法令を積み重ねて行く形で教育行政が運営されており、統一的な教育法令を必要としていなかった。台湾公立中学校要求の運動の中で、朝鮮との対比で植民地教育政策策

定を行なう必要が生じた。

ii. 1920年朝鮮教育令中改正－1919年の三・一独立運動に対し、応急的に対応する必要が生じた。

iii. 1929年朝鮮教育令中改正－朝鮮における初等教育普及のため、師範学校整備の必要が生じた。

iv. (第3次) 朝鮮教育令－日本人と朝鮮人・台湾人の学校名称・「共学」について(第2次)教育令では別異に制定されてしまったものを、戦時体制に向かう中で朝鮮においても学校名称の統一を計ろうとするものであった。

(4) 植民地教育の特質

このように、朝鮮・台湾での異なった改正には、当然ながら、その土地、その時期の事情が反映したものである一方、同時になされる改正は、本国における教育事情が反映したものであった。朝鮮・台湾における教育は、義務教育の未施行など、植民地教育としての特質を持つものである。逆にその植民地教育としての特質故に、中等教育以上では日本人の就学が多く、その日本人に日本国内と同等の資格を与える必要があったといえることができる。

なお、韓国における研究においては、上に引用したように、1943年の部分改正を「第4次朝鮮教育令」と呼び習わしてきている。同改正は、日本国内と異なって規定される師範学校についての規程を附則に入れ込むことで、本文においては朝鮮における教育をすべて日本の国内法令に依拠することを宣言したという点から、「内外地行政一元化」の観点からも、教育行政の変化を示すものとして注目すべきことがらではあるが、法形式としては(第3次)朝鮮教育令の一部改正の形であり、上に整理した異なった改正・同時になされる改

正の観点からも同時になされる改正、すなわち植民地にいる日本人を主たる対象としたものであるということができる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計10件)

①佐野通夫、戸田郁子著『中国朝鮮族を生きる 旧満州の記憶』、日本植民地教育史研究会『植民地教育史研究年報』第15号、2013年、230～233ページ、査読有

②佐野通夫、<図書紹介>上甲まち子・李俊植・辻弘範・樋口雄一著『植民地・朝鮮の子どもたちと生きた教師 上甲米太郎』、日本植民地教育史研究会『植民地教育史研究年報』第14号、2012年3月、262ページ～265ページ、査読有

③佐野通夫、1910年代朝鮮総督府学務局の歴史教育、『韓国独立運動史研究』、2011年4月30日、351ページ～401ページ、査読有

④佐野通夫、<書評>遠藤正敬著『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍—満洲・朝鮮・台湾』、日本植民地教育史研究会『植民地教育史研究年報』第13号、2011年3月、165ページ～172ページ、査読有

⑤佐野通夫、1910年代朝鮮総督府学務局の植民地歴史教育、日本植民地教育史研究会『植民地教育史研究年報』第13号、2011年3月、223ページ～241ページ、査読有

⑥佐野通夫、<翻訳>金京美「韓国教育の近代化—近代中等教育体制の形成と学歴競争—」、教育史学会第54回大会国際シンポジウム、2010年10月、41ペ

ージ～52ページ、査読無

⑦佐野通夫、<書評>大竹聖美『植民地朝鮮と児童文化』、『朝鮮史研究会会報』第179号、2010年5月、23ページ～25ページ、査読有

⑧佐野通夫、「植民地朝鮮における教育」研究の概観、日本教育学会特別課題研究委員会報告書『教育研究における東アジアの歴史認識』、2009年、70ページ～77ページ、査読無

⑨佐野通夫、(翻訳)イ・ユンミ「韓国の近代と教育—近代教育史を見る観点と争点—」、日本教育学会特別課題研究委員会報告書『教育研究における東アジアの歴史認識』、2009年、175ページ～183ページ、査読無

⑩佐野通夫、(翻訳)金京美「1940年代朝鮮総督府‘国史’教科書と日本検定‘歴史’教科書の比較」、日本植民地教育史研究会『植民地教育史研究年報』第11号、2009年、26ページ～37ページ、査読有

[学会発表] (計4件)

①佐野通夫、1910年代植民地朝鮮における歴史教育、第280回・朝鮮近現代史研究会、2011年5月8日、於神戸市立中央図書館

②佐野通夫、1910年代朝鮮総督府学務局の植民地歴史教育、2010年11月19日、国恥100年学術大会 日帝強制併合前後植民地歴史教育政策、於韓国・独立記念館

③佐野通夫、1910年代朝鮮総督府学務局の歴史教育政策、アジア教育学会第5回大会、2010年10月31日、於九州大学

④佐野通夫、【書評】大竹聖美『植民地朝鮮と児童文化』(社会評論社、2008年)、朝鮮史研究会関東部会2009年9月例会、2009年9月19日、於東京大学

〔図書〕（計2件）

①佐野通夫、比較教育学事典、東信堂、
2012年、弘益人間、植民地教育研究、
ジンバブエの教育

②佐野通夫、日本植民地教育政策史料
集成（台湾篇）第9集、龍溪書舎、2011
年、9冊および解題

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐野 通夫 (SANO MICHIO)

こども教育宝仙大学・こども教育学
部・教授

研究者番号：20170813

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：